

裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(概要)

1 序論

(1) 審理を長期化させる要因

裁判手続における審理期間は、期日の回数の多寡とその間隔の長さによって規定される。

審理を長期化させる要因に関する仮説としては、事件の性質・内容に内在する要因、当事者に関する要因、裁判所に関する要因、その他の要因に大別して考えることができ、審理が遅延している事件では、これらの要因が単独で又は複合して、期日の回数を増やし、あるいはその間隔を長くしているものと考えられる。

これらの要因の背景には、これを生み出す制度的な制約、社会・経済的な環境があり、検証に当たっては、これらの制約や環境がどのように審理を長期化させる要因とかが関わっているかという点をも見据え、裁判の迅速化を阻む要素、迅速化を図るための条件等を抽出していくことが重要だと思われる。

(2) 今回の検証作業の概要及び位置付け

審理を長期化させる要因として様々な仮説が考えられるが、その検証作業の出発点としては、現在の裁判の運営の実情を、審理期間の観点から明らかにしておくことが不可欠である。

また、今後の検証のために必要となるデータ収集についても、まず、現在のデータでどれだけのことを明らかにできるかを把握する必要がある。

そこで、今回の検証作業においては、地方裁判所における民事及び刑事の第一審訴訟事件を対象とし、各種事件統計データを用い、現在に至るまでの審理期間の経年的推移及び直近年度の審理期間の状況について、詳細な検証を行うこととした。

2 地方裁判所における民事訴訟事件(第一審)の審理の状況

(1) 民事訴訟事件の概況 …【表1】～【図3】

平成16年4月1日から同年12月31日までの期間(以下「本件調査期間」という。)に既済となった民事第一審訴訟事件(地方裁判所)の平均審理期間は、

- ・ 民事第一審訴訟事件全体 8.2月
- ・ 対席判決で終局した事件 12.5月
- ・ 人証調べを実施した事件 18.3月

となっている(以下の分析は、特に断らない限り、本件調査期間中に既済となった民事第一審訴訟事件・行政事件のデータに基づく。)

全体の約60%の事件は、受理から6月以内に終局しており、終局までの期間が2年を超えた事件は、全体の6%にとどまる。

(2) 民事訴訟に共通する要素と審理期間との関係についての考察

(審理期間の構造) …【図4】

審理期間が3年以内の事件では、審理期間が長い事件ほど平均全期日回数(平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の合計)が多くなるが、平均期日間隔はほとんど変わらない。これに対し、審理期間が3年を超える事件(全体の約2%)では、審理期間が長い事件ほど平均全期日回数が増えると同時に平均期日間隔も長くなる傾向が見られる。

本件調査期間における事件処理の状況で見ると、審理期間に影響を与えているのは、主として期日回数であると考えられる。

(人証数と審理期間との関係) …【図5】～【図7】

民事第一審訴訟事件の平均人証数は、0.6人であり、人証調べを実施した事件に限った場合の平均人証数は、2.7人である。

人証数が多い事件ほど平均全期日回数が増加し、平均審理期間が長くなる傾向がある。その要因としては、人証数が多いほど人証調べのための口頭弁論期日回数が増加すること、人証数の多い事件は、争点が多数であったり、客観的証拠が乏しかったりすることが多く、争点整理のために期日を重ねることが多いことから、全体としての期日回数が増え、その結果、審理期間が長くなっていることが考えられる。

もっとも、多数の人証を調べなければならない事件であっても、的確な争点整理

手続の実施と集中証拠調べの実施により、比較的短期間に終局することが可能であると考えられる。

(当事者数と審理期間との関係) ...【図8】、【図9】

民事第一審訴訟事件では、原告及び被告双方が1人の事件が全体の約70%を占め、原告又は被告の一方又は双方が複数の共同訴訟事件は、全体の約30%である。

当事者数、特に原告数が多い事件ほど平均審理期間が長くなる傾向があるが、原告数の多寡により、平均期日間隔には大きな変化は見られず、平均全期日回数の増加が長期化の主たる原因であると思われる。

期日回数が増加するのは、当事者の増加によって訴訟物、主張、争点及び関係証拠が増えるため、争点整理に時間がかかること、取調べを必要とする人証数も増加し、その結果、口頭弁論期日回数が増加することによるものと思われる。当事者、特に原告数が10人以上の事件の中には、公害訴訟等の類型的に事案が複雑困難な事件が多く含まれている。

(訴訟代理人の選任状況と審理期間との関係) ...【図10】～【図12】

民事第一審訴訟事件のうち、当事者双方に訴訟代理人を選任された事件が約40%であり、原告側にのみ訴訟代理人を選任された事件が約35%、被告側にのみ訴訟代理人を選任された事件が約5%、当事者双方に訴訟代理人を選任されなかった事件が約20%である。

平均審理期間は、当事者双方に訴訟代理人を選任された事件が最も長く、以下、被告側にのみ訴訟代理人を選任された事件、原告側にのみ訴訟代理人を選任された事件、当事者双方に訴訟代理人を選任されなかった事件と続く。

訴訟代理人を選任された事件の方が、平均全期日回数が増える傾向があるが、平均期日間隔には大きな変化は見られない。

当事者双方又は被告側に訴訟代理人を選任された事件は、争いがある事件や事案が複雑な事件が少ないため、審理期間が長くなっているものと推測される。もっとも、当事者双方に訴訟代理人を選任された事件では、和解による終局の割合が高く、訴訟代理人が訴訟手続にかかわることによって紛争解決に向けた当事者間の合意形成が促進され、早期の終局的解決につながっていると考えられる。

(3) 審理期間の経年的推移とこれまでの取組状況 …【図13】～【図17】

新受件数は概して増加傾向にある中で、平成16年の既済事件の平均審理期間は、昭和53年当時に比べて、40%強短縮化している。平均全期日回数はあまり減少していないのに対し、平均期日間隔はほぼ一貫して短縮しており、約36%の減少となっている。

平均人証数は昭和53年の1.4人強から平成16年の0.6人へと減少している。具体的には、人証調べを実施しない事件の割合が増加していることや多数の人証を調べる事件が減少している。また、多数の人証調べを実施した事件ほど平均審理期間は長いが、経年的に見た審理期間の短縮化の程度もより大きい。

これらの要因としては、人証調べの実施を必要としない事件の増加、充実した争点整理の実施等もあって、人証調べをするまでの必要がなくなる事件が増加したこと、充実した争点整理、集中証拠調べを実施するという実務が定着したことによるところが大きいものと考えられる。

(4) 専門的な知見を要する訴訟等に関する考察

(医事関係訴訟の状況) …【表18】～【図21】

医事関係訴訟の平均審理期間は27.1月となっており、民事第一審訴訟事件全体(8.2月)の約3倍である。民事第一審訴訟事件全体と比べ、平均全期日回数が多く、平均期日間隔も長くなっている。

期日回数が多くなる要因としては、審理に当たり医学の専門的知見を必要とするため、争点整理に時間がかかること、人証数が多い事件の割合が高いため、口頭弁論期日回数も多くなることなどが考えられる。

期日間隔が長くなる要因としては、医事関係訴訟の専門性のため、期日間の準備に時間がかかること、鑑定が実施される割合が顕著に高く、鑑定期間中は、期日が入らないのが通常であることなどが考えられる。

もっとも、医事関係訴訟については、近年、新受件数が一貫して増加傾向にあるものの、平均審理期間は、ほぼ一貫して短縮化する傾向にある。これは、争点整理手続の合理化により争点整理期間が短縮したこと、集中証拠調べの定着により人証調べのための期間が大幅に短縮したこと、鑑定人候補者推薦システムの整備が進んだ結果、スムーズな鑑定人確保が可能となる例が増加していること、医事関係訴訟を集中的に取り扱う医療集中部が東京、大阪、名古屋等の各地の地方裁判所に設置されたこと及び近時、医事関係訴訟を専門に取り扱う訴

訟代理人の層が厚くなり、医事関係訴訟実務に精通した訴訟代理人が選任されることが多くなってきたことなどが要因と考えられる。

(建築関係訴訟の状況) ...【表22】～【図25】

建築瑕疵損害賠償請求事件の平均審理期間は25.6月と、民事第一審訴訟事件全体(8.2月)の約3倍である。民事第一審訴訟事件全体と比べて、平均全期日回数が多く、平均期日間隔も長い。

期日回数が多くなる要因としては、審理に当たり建築に関する専門的技術的知見が必要とされるため、争点整理に時間がかかること、人証数の多い事件の割合が高いため、口頭弁論期日回数も多くなることなどが考えられる。

期日間隔が長くなる要因としては、鑑定の実施される割合が相当に高く、鑑定期間中に期日が入らないのが通常であること、付調停の実施される割合が高く、調停実施期間中の調停期日の回数が、統計上、期日として算入されていないため、期日間隔が実際よりも開いて算出されていること、瑕疵主張のある建築関係訴訟の専門性のため、期日間の準備に時間がかかっている可能性があることなどが考えられる。

(知的財産権訴訟の状況) ...【表26】～【図31】

知的財産権訴訟の平均審理期間は14.1月である。

平均全期日回数は、民事第一審訴訟事件全体に比べて多くっており、その内容としては、特に争点整理期日回数が多くなっているところが特徴的である。審理期間別に平均期日間隔を見ると、おおむね民事第一審訴訟事件全体に比べて短くなっている。

知的財産権訴訟における平均取調べ人証数は、民事第一審訴訟事件全体と比べて少ない。その要因としては、知的財産権訴訟では、技術的事項についての認定や理解が必要となる争点が多いが、その立証は、主として書証により行われていることなどが考えられる。

知的財産権訴訟における平均審理期間は、平成9年に25.2月であったものが、平成16年には14.1月と大幅に短縮化している。これは、平均全期日回数及び平均期日間隔が減少することによるものであり、特許権等に関する訴えの管轄の集中化、裁判所の専門的処理態勢の充実、強化や審理方法の工夫、知的財産権訴訟に精通した訴訟代理人の的確な訴訟活動等が相まって迅速化につながってい

るものと考えられる。

(労働関係訴訟の状況) ...【表32】～【図36】

労働関係訴訟の平均審理期間は11.5月である。

平均全期日回数は、民事第一審訴訟事件全体に比べて多くなっており、口頭弁論期日回数、争点整理期日回数の双方が多くなっている。平均期日間隔については特段の差異はない。

労働関係訴訟の人証調べ実施率は高く、平均人証数も多い。そして、おおむね人証数の増加によって期日回数が増える傾向にあり、それが平均審理期間に影響を与えているが、人証調べを実施した事件と比較すると、民事第一審訴訟事件全体との間で審理期間、期日回数、期日間隔に特段の差異はない。

労働関係訴訟における経年的変化を見ると、近年の事件増にもかかわらず、主として平均全期日回数の減少により平均審理期間の短縮が進んでいる。

(行政事件訴訟の状況) ...【表37】～【図41】

行政事件訴訟の平均審理期間は15.7月である。

平均全期日回数は、民事第一審訴訟事件全体に比べて多くなっているが、その内容としては、平均口頭弁論期日回数の増加によるものであり、平均争点期日回数は、むしろ減少している。平均期日間隔は、民事第一審訴訟事件全体に比べて相当程度長くなっている。

行政事件訴訟においては、平均人証数は民事第一審訴訟事件全体に比べて多くはない。人証調べを実施した場合、口頭弁論期日回数及び争点整理期日回数の双方が増加することにより、人証数を問わず、2年を超える平均審理期間となっていることが特徴的である。

行政事件訴訟における経年的変化を見ると、近年の事件増にもかかわらず、その平均審理期間は短縮されている。この平均審理期間の短縮には、平均期日間隔の短縮よりも、平均口頭弁論期日回数の減少の方が寄与している。

(5) 事件数や審理期間に関する地域的状況 ...【図42】～【図44】

平均審理期間の長い地方裁判所管内ほど平均全期日回数が増える傾向が認められ、各管内の平均審理期間の違いは、主として、平均全期日回数の違いにより生じているものと考えられる。

地方裁判所本庁の部(民事部)の数の別,裁判官の常駐支部・非常駐支部の別で見た場合,平均審理期間は広範に分布しており,庁の規模と審理期間との関係は明確ではない。

平均全期日回数については,本庁と比べ,支部の方が若干少なくなっている一方で,平均期日間隔は,本庁に比べ支部の方が若干長くなっており,本庁の中では小規模庁の方が,支部の中では非常駐支部の方が,それぞれ若干長くなっている。

3 地方裁判所における刑事訴訟事件(第一審)の審理の状況

(1) 刑事訴訟事件の概況 …【表45】～【図49】

平成16年度の地方裁判所の通常第一審事件の平均審理期間は3.2月である。7割を超える事件が3月以内に終局しており、審理期間が2年を超える事件の割合は0.3%である。

平成16年度の地方裁判所の通常第一審事件の平均開廷回数は2.7回であり、8割を超える事件が開廷回数3回以内で終局している。

開廷回数の多い事件ほど平均審理期間が長くなり、また、審理期間が長い事件ほど平均開廷回数が増える傾向がある。

開廷回数の多い事件あるいは審理期間の長い事件ほど、否認事件の占める割合が大きい。

平均開廷間隔は、審理期間あるいは開廷回数が増えるに従い微増している。

(2) 証拠調べ手続と審理期間等の関係

(刑事通常第一審事件における証人尋問と審理期間等の関係)

…【図50】、【図51】

審理期間が長い事件ほど、そして、開廷回数が多い事件ほど、平均取調べ証人数が多くなる傾向がある。逆に、取調べ証人数が多い事件ほど、平均審理期間が長くなり、平均開廷回数が増加する。

取調べ証人数が多い事件ほど平均開廷間隔が長くなる傾向がうかがわれる。

審理期間が長い事件、開廷回数の多い事件ほど平均取調べ証人数が増加するのは、否認率が高くなり、公訴事実に関する証人を尋問するための開廷回数が増加するためであると考えられる。また、取調べ証人数が多い事件ほど平均開廷間隔が長くなるのは、公訴事実に関する証人尋問の場合、情状証人と比べ、準備等に時間を要することが一因となっている可能性がある。

(審理期間が2年を超える事件における証人尋問と審理期間等の関係)

…【図52】、【図53】

審理期間が長い事件になるほど、証人尋問を実施した公判期日等の平均開廷回数が増え、審理期間が1年伸びるごとの平均開廷回数の増加幅は、審理期間が長くなるほど大きくなっている(逆に平均開廷間隔は短くなる。)

また、審理期間が長い事件ほど、証人1人の尋問に要する公判期日等の平均

開廷回数が多くなる。

審理期間が長い事件ほど、開廷回数に占める証人尋問を行った公判期日等の割合が高くなる。このことから、審理期間が長い事件ほど、公訴事実に関する証人数が増加するか、証人1人の尋問に要する公判期日等の開廷回数が増加するのに対し、証人尋問以外の手続(その主要なものは被告人質問と考えられる。)に要する公判期日等は、さほど増加しないと推測される。

審理期間が2年を超える事件の平均開廷間隔は1.1月と、通常第一審事件総数の平均より短くなっており、これらの事件の審理期間が長期化している主要な要因は、証人尋問に要する公判期日等の開廷回数の増加にあると考えられる。

(自白・否認別に見た審理期間の状況) ...【図54】、【図55】

否認事件の平均審理期間は9.4月と、通常第一審事件総数(3.2月)、自白事件(2.8月)と比べ、大幅に長くなっており、審理期間が1年を超える事件の割合は約2割である。

否認事件の平均審理期間の内訳を見ると、第1回公判期日までの期間は1.9月と、通常第一審事件総数や自白事件よりやや長い程度であるが、第1回公判期日から終局までの期間は7.5月と大幅に長くなっている。

否認事件の平均開廷回数は7.6回であり、通常第一審事件総数、自白事件と比べ、大幅に多い。

平均取調べ証人数は、否認事件では2.6人と、通常第一審事件総数、自白事件よりも大幅に多い。また、同じ証人数の事件であっても、否認事件の方が、自白事件より平均審理期間が長くなっている。

受理から終局までの平均開廷間隔は自白事件・否認事件ともに1.2月であるが、第1回公判期日から終局までの間の平均開廷間隔は、自白事件では0.5月であるのに対し、否認事件においては1.0月となっている。

(被告人質問と審理期間の関係) ...【図56】、【図57】

審理期間が長い事件ほど、被告人質問を実施した公判期日の平均開廷回数が増加している。

被告人数が多い事件ほど平均審理期間が長くなるという傾向はうかがわれず、被告人数と審理期間の長短との間には有意の関係は認められない。

審理期間が長い事件ほど、被告人1人に対する質問に要した公判期日の平均

開廷回数が多くなっており、その増加幅は、証人の場合よりも大きい。

被告人質問を実施した公判期日の開廷回数は、全開廷回数の2割から3割を占めているが、審理期間が長い事件ほど、その割合が少なくなっている(全開廷回数に占める証人尋問を実施した公判期日等の開廷回数の割合とは逆の傾向である。)。

(鑑定・検証と審理期間の関係)

否認事件において、鑑定・検証を実施した事件の平均審理期間は、それぞれ21.7月、19.8月と、鑑定を実施しない事件(9.1月)、検証を実施しない事件(9.3月)より大幅に長くなっている。

もっとも、否認事件において、鑑定・検証を実施した事件の割合はそれぞれ2.1%、1.0%であり、鑑定が否認事件全体の平均審理期間に与える影響はさほど大きくない。

鑑定を実施した事件は、事案が複雑なものが多いことから、鑑定に要する期間以外に、証人尋問に要する期間が長いため、審理期間が長くなっていることがうかがわれる。

検証を実施した事件は、事案が複雑なため、証人尋問に要する期間が長くなるため、審理期間が長くなっていると推測される。他方、検証の実施に要する期間が審理期間に影響を与えているかは明らかではない。

(3) 証拠調べ手続の内容等に影響を及ぼす事情

(主要罪名別の平均審理期間等) ...【図58】～【図61】

主要な罪名別に見ると、平均審理期間が長い事件としては、殺人、傷害致死、現住建造物等放火等、罪質が重大な事件や、贈収賄など犯罪事実の立証に多数の証人を要する事件などが挙げられる。逆に、審理期間が特に短い事件としては、公職選挙法違反事件のいわゆる百日裁判事件が挙げられる。

一部の贈収賄事件や百日裁判事件のように、多数の証人を要する事件でも、複数期日を一括指定することで開廷間隔を短縮することにより、審理の長期化を抑えることが可能となる。

(刑種・刑期別の審理期間) ...【図62】

法定刑、宣告刑の重い事件ほど、平均審理期間が長く、平均開廷回数、平均

取調べ証人数が多くなる傾向が認められる。

(平均審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔の経年変化)

...【図63】、【図64】

平均審理期間は、昭和47年～昭和49年に6.6月となり、その後おおむね短縮化して、昭和60年には3.4月となり、それ以降はほぼ横ばいである。この長期化していた時期には平均開廷間隔が長期化しており、その後の短縮化は平均開廷回数と平均開廷間隔の短縮が寄与している。

近年、新受人員が大幅に増加している。その中でも、外国人事件の増加が著しい。

(4) その他の要素と審理期間の関係 ...【図65】、【図66】

(国選弁護事件・私選弁護事件と審理期間の関係)

自白事件、否認事件ともに、私選弁護事件では、国選弁護事件より平均審理期間が長く、平均開廷回数も多くなる傾向がある。その要因としては私選弁護事件の方が、国選弁護事件より平均取調べ証人数が多いことが挙げられる。

国選弁護事件に比べ、私選弁護事件の審理期間が長く、平均開廷回数、平均取調べ証人数が多くなっているのは、平均審理期間が長く、平均開廷回数、平均取調べ証人数が多くなる傾向のある殺人、傷害致死、贈収賄、強姦・同致死傷、税法違反、公職選挙法違反の事件で私選弁護事件の割合が高いことが一因となっているものと推測される。

(終局時における身柄状況と審理期間の関係) ...【図67】

通常第一審事件総数、自白事件、否認事件とも、保釈中の事件の平均審理期間が長くなっている。

保釈中の事件では私選弁護事件の割合が8割を超え、他方、勾留中の事件では国選弁護事件の割合が7割を超えている。否認事件における私選弁護事件の平均審理期間(11.3月)は、国選弁護事件の平均審理期間より3.7月長くなっている。勾留中の事件と比べ、保釈中の事件の平均審理期間が長くなっているのは、審理期間が長くなる傾向のある私選弁護事件の割合が高いことが一因になっているものと推測されるが、この点以外に、被告人の身柄関係と平均審理期間の間に有意の関係があるかどうかは明らかではない。

(5) 事件数や審理期間に関する地域的状況 …【図68】～【図70】

通常第一審事件総数及び否認事件とも、平均審理期間の長い地方裁判所(管内)ほど平均開廷回数が多くなる傾向が認められる。また、おおむね、平均審理期間の長い地方裁判所(管内)ほど平均開廷間隔が長くなる傾向がうかがわれる。

通常第一審事件総数及び否認事件とも、同程度の平均開廷回数の地方裁判所(管内)であっても平均開廷間隔の長短は様々であり、各庁(管内)の平均開廷回数と平均開廷間隔との間に特段の関係を見出すことはできない。

地方裁判所本庁の部(刑事部)の数の別、裁判官の常駐支部・非常駐支部の別で見た場合、平均審理期間は広範に分布しており、庁の規模と審理期間との関係は明確ではない。

通常第一審事件総数では、本庁に比べ、支部の平均開廷回数の方がやや少なくなっているが、平均開廷間隔はほぼ同じである。否認事件を見ると、支部では、本庁と比べ、平均開廷回数は少なく、平均開廷間隔はやや長くなっている。